

飯 田 市
国民保護計画
避難実施要領

長野県飯田市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型	1
第2章 各種事態に対応する避難実施要領モデル	3
1 飯田市において想定される攻撃	3
2 実施要領のパターン	4
パターン1（化学剤を用いた攻撃の場合等）	
屋内避難	4
パターン2（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）	
屋内避難	8
パターン3（ゲリラ・特殊部隊による突発的な攻撃の場合等）	
屋内避難・市域内避難・市域外避難	11
パターン4（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）	
市域内避難	16

第1章 総則

1 目的

この要領は、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を実施するために必要な事項を記載したものである。

2 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」をいう。
住民	飯田市に居住又は通勤・通学する人、一時的に町内に滞在している人すべてを示す。
消防	飯田広域消防本部及び各消防署並びに署員を示す。
警察	長野県警察本部及び飯田警察署並びに署員を示す。

3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

区 分		特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ○船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ○航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。

	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ○被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ○弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ○都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ○攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力事業所等やダム破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ○建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ○爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
緊急対処事態	大量殺傷物質等による攻撃（NBC攻撃）	
	放射性物質等（Nuclear）	<ul style="list-style-type: none"> ○核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ○放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃（Biological）	<ul style="list-style-type: none"> ○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ○発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
	化学剤による攻撃（Chemical）	<ul style="list-style-type: none"> ○化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ○特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

第2章 各種事態に対応する避難実施要領モデル

1 飯田市において想定される攻撃

飯田市の地域特性などから、市内において起こりうる攻撃は、弾道ミサイルによる攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ等と想定される。そのため、①屋内避難における避難のパターン、②市域内避難のパターン、③市域外避難のパターンの3パターンについて、あらかじめ定めることとする。

2 実施要領のパターン

次ページ以降に掲載

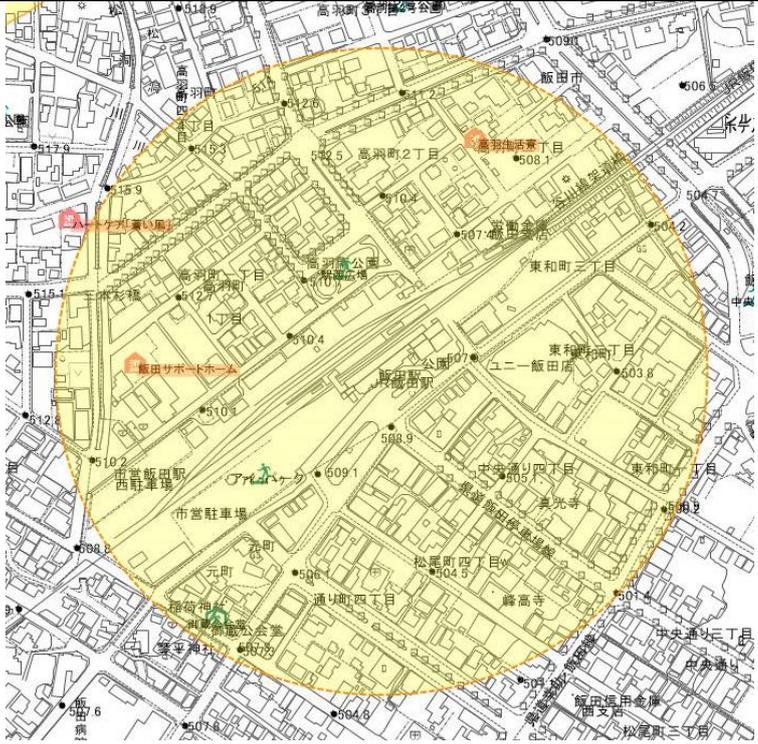
パターン1 (化学剤を用いた攻撃の場合等)

避難実施要領

飯 田 市 長

令和**年**月**日(**) **時**分現在

○	屋内避難(退避)	市域内避難	市域外避難
	屋内避難+市域内避難		屋内避難+市域外避難
	市域内避難+市域外避難		屋内避難+市域内避難+市域外避難
1 長野県からの避難の指示の内容			
○長野県は、令和**年**月**日**時**分にJR飯田駅(長野県飯田市上飯田5356番地)における爆発について、化学剤(***)と推察される。)を用いた可能性が高いとして、国の対策本部長から警報の通知及び影響範囲における避難措置の指示を受けた。			
＜要避難地域＞ JR飯田駅(長野県飯田市上飯田5356番地)を中心に半径250m			
＜とるべき措置の概要＞ 要避難地域にお住まいの方及び滞在者(以下「要避難地域の住民等」という)に、屋内に留まるよう措置。 また、JR飯田駅周辺の滞在者は、周辺の商業施設等に誘導し、施設内に留まるよう措置 なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行うこと。 安否情報の収集を行うこと。			
＜その他＞ 長野県からの避難の指示内容は別紙のとおり。			
2 事態の状況、関係機関の措置			
(1) 事態の状況			
発生時期	令和**年**月**日 **時**分		
発生場所	JR飯田駅(飯田市上飯田5356番地付近)		
実行の主体	不明		
事案の概要と被害状況	JR飯田駅構内で、所有者不明のバックが爆発 異臭が発生しており、化学剤(***)と推察される。)を用いた可能性が高い。		
今後の予測・影響と措置	風向きの変化による要避難地域の拡大 →要避難地域外住民の事前避難 影響が長引いた際のJR飯田線の運行への影響 →代替手段(公共バス)の確保 化学剤の種類確定と、人体への被害が生じた際の対処方法について専門医の調査 →関係機関の緊密な連携		
気象の状況	天候：晴れ 気温：25℃ 風向：南東 風速：3m/s		

(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	 <p>J R 飯田駅（飯田市上飯田 5356 番地）を中心に半径 200m を包含する区域。 元町、通り町 4 丁目、松尾町 4 丁目、 中央通り 4 丁目、東和町 1 丁目、東和町 2 丁目 東和町 3 丁目、高羽町 1 丁目、高羽町 2 丁目 高羽町 3 丁目、高羽町 4 丁目</p>
避難先と避難誘導の方針	住家等の施設内に避難 換気扇を止め、窓を閉め、ガムテープ等で目張りを 避難者については J R 飯田線より北側 → 飯田文化会館 J R 飯田線より南側 → 飯田病院
避難開始日時	令和 * * 年 * * 月 * * 日 * * 時 * * 分
避難完了予定日時	令和 * * 年 * * 月 * * 日 * * 時 * * 分
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	<警察> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③消防が設定する警戒区域に基づき、周辺エリアの交通規制の実施とエリア内への人の出入りの規制 ④避難誘導 <消防> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③ J R 飯田駅（長野県飯田市上飯田 5356 番地）の半径 250m を包含する区域に消防警戒区域を設定 ④ N B C 部隊の投入

	<p>⑤避難誘導</p> <p><自衛隊></p> <p>①市対策本部へのリエゾン派遣</p> <p>②現地対策本部の協働設置・運営</p> <p>③NBC部隊の投入</p> <p>④避難誘導</p> <p><鉄道事業者></p> <p>①JR飯田駅構内の滞在者の周辺施設への避難誘導及び安否確認</p> <p>②運休措置</p> <p><バス運行事業者></p> <p>①JR飯田駅周辺バス停等の滞在者の周辺施設への避難誘導及び安否確認</p> <p>②JR飯田駅付近へのバスの乗り入れ中止</p> <p>③運休措置</p> <p><県></p> <p>①市対策本部へのリエゾン派遣</p> <p>②県対策本部との連絡調整</p>
連絡調整先	別添のとおり（市対策本部から一括）
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p><地理的特性></p> <p>発生場所がJR飯田駅であり、時間帯により避難対象者及び避難対象人数が激変するため注意が必要である。</p> <p>駅の北側は住宅地、南側は商業と性格が違うため、適切な避難判断が求められる。</p> <p>風向きによる被害の拡大、要避難地域の拡大への対応を早期から想定する必要がある。</p> <p><地域特性></p> <p>区域内に要支援者施設が3施設あり、高齢者・障がい者への特別な配慮を要する。</p> <p>また、駅の南東に大型商業施設があり、そこへの避難者が多数予測されるため、状況の確認を要する。</p>	
4 避難者数	
別にまとめる。	
5 住民の行動	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>携帯電話、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>
屋内にいない場合	<p>できる限り近隣の堅牢な建物に避難する。</p>
<p>安全な場所へ避難するよう指示された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に従って、落ち着いて避難。 ・避難した先では、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗う。 ・携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。 	

6 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。 ・ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。 ・ 災害時の避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。 ・ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
7 緊急時の連絡先	
飯田市国民保護 ／緊急処理事態対策本部	<p>本部設置場所 飯田市危機管理センター（飯田市役所 B棟 2階） 郵便番号：395-8501 所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地 電 話：0265-22-4511 F A X：0265-24-9316</p>

パターン2 屋内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）

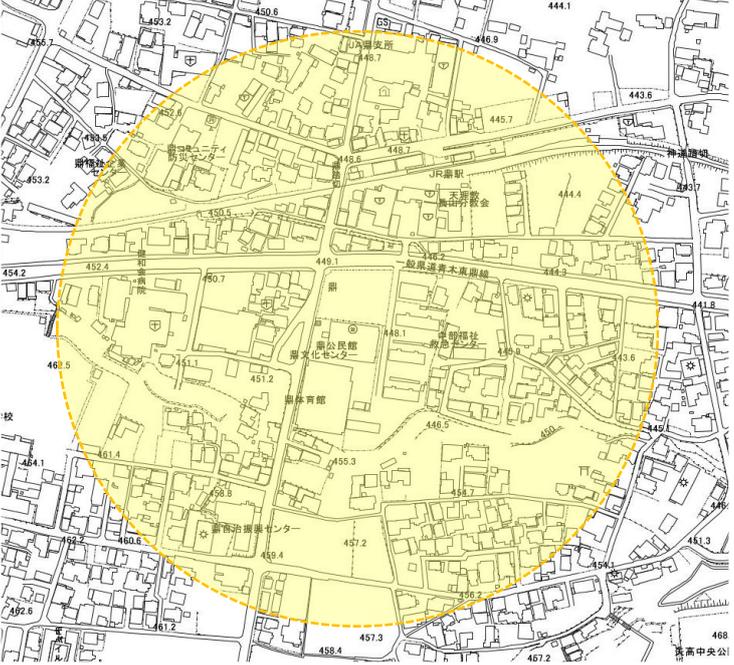
避 難 実 施 要 領		飯 田 市 長
		令和**年**月**日(*) **時**分現在
○	屋内避難（退避）	市域内避難
	屋内避難+市域内避難	市域外避難
	市域内避難+市域外避難	屋内避難+市域外避難
		屋内避難+市域内避難+市域外避難
1 長野県からの避難の指示の内容		
<p>○長野県は、令和**年**月**日**時**分に弾道ミサイルの発射の兆候があることから、国の対策本部長から発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を受けた。</p> <p><要避難地域> 飯田市全域（長野県全域）</p> <p><とるべき措置の概要> 要避難地域の住民等に、近傍のできる限り堅牢な建物に避難するよう措置。 その際、建物の中央部に避難するとともに、外気からできるだけ遮断される状態になるよう措置。 なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行うこと。 安否情報の収集を行うこと。</p> <p><その他> 長野県からの避難の指示内容は別紙のとおり。</p>		
2 事態の状況、関係機関の措置		
（1）事態の状況		
発生時期	令和**年**月**日 **時**分	
発生場所	飯田市全域（長野県全域）	
実行の主体	**国	
事案の概要と被害状況	**国による弾道ミサイル発射の兆候	
今後の予測・影響と措置	発射された場合、10分程度で着弾若しくは通過	
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：北東 風速：1m/s	
（2）避難住民の誘導の概要		
要避難地域	市内全域（長野県全域）	
		

<p>避難先と避難誘導の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍のできる限り堅牢な建物に避難し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・ 建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断する。 ・ 建物に避難する余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下を避ける。 ・ 車両内に在る者に対しては、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止める。 ・ 建物の所有者・管理者は、避難者の受け入れに協力する。 ・ 避難する施設については、避難所であるか否かを問わない。
<p>避難開始日時</p>	<p>警報発令時</p>
<p>避難完了予定日時</p>	<p>速やかに</p>
<p>(3) 関係機関の措置等</p>	
<p>措置の概要</p>	<p><警察></p> <p>①住民への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導</p> <p><消防></p> <p>①住民への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導</p> <p><鉄道事業者></p> <p>①JR各駅構内の滞在者への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導</p> <p>②運休措置</p> <p><バス運行事業者></p> <p>①バス停等の滞在者への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導</p> <p>②運休措置</p>
<p>連絡調整先</p>	<p>別添のとおり。(市対策本部から一括)</p>
<p>3 事態の特性で留意すべき事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることに加え、突発的な弾道ミサイル発射に備えて、外出を避けるとともに、できる限り堅牢な建物や地下施設等に避難する。 ・ ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合には、現場から速やかに離れるとともに、飯田市（0265-22-4511）、消防（119番）又は警察（110番）に通報するよう周知する。 ・ NBC弾頭等が着弾する場合に備えて、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断する。また、ミサイルの着弾地周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。 ・ 最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを用意しておく。 ・ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行う。 	

4 住民の行動					
屋内避難の指示を受けた場合の対応					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">屋内にいる場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 ・ 携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。 ・ 攻撃が沈静化したら、直ちに近傍のできる限り堅牢な建物に移動し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 </td> </tr> <tr> <td>屋内にいない場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍のできる限り堅牢な建物に避難し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・ 余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下を避ける。 ・ 車両内に在る者に対しては、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止める。 </td> </tr> </table>		屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 ・ 携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。 ・ 攻撃が沈静化したら、直ちに近傍のできる限り堅牢な建物に移動し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 	屋内にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍のできる限り堅牢な建物に避難し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・ 余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下を避ける。 ・ 車両内に在る者に対しては、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止める。
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 ・ 携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。 ・ 攻撃が沈静化したら、直ちに近傍のできる限り堅牢な建物に移動し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 				
屋内にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍のできる限り堅牢な建物に避難し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・ 余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下を避ける。 ・ 車両内に在る者に対しては、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止める。 				
5 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。 ・ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。 ・ 災害時の避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。 ・ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。 				
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。				
6 緊急時の連絡先					
飯田市 国民保護／緊急対処事態対策本部	本部設置場所 飯田市危機管理センター（飯田市役所 B 棟 2 階） 郵便番号：395-8501 所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地 電 話：0265-22-4511 F A X：0265-24-9316				

パターン3 屋内避難・市域内避難・市域外避難（ゲリラ・特殊部隊による突発的な攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領		
		飯 田 市 長 令和**年**月**日(*) **時**分現在
屋内避難（退避）	市域内避難	市域外避難
屋内避難+市域内避難		屋内避難+市域外避難
市域内避難+市域外避難		○ 屋内避難+市域内避難+市域外避難
1 長野県からの避難の指示の内容		
<p>○長野県は、令和**年**月**日**時**分に飯田市鼎中平地区で発生した鼎文化センターへの武装グループによる攻撃について、武装グループの目的・行動が不明で、他地区での二次攻撃の可能性があることから、国の対策本部長から避難措置の指示を受けた。</p> <p>＜要避難地域＞ 飯田市鼎地区全域 飯田市鼎文化センターを中心に半径 250m は屋内避難</p> <p>＜とるべき措置の概要＞ 武装グループの潜伏位置等の情報不足により、屋内避難、市域内避難及び市域外避難の措置。 屋内に留まる場合、NBC 攻撃の場合に備え、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難するよう措置。 なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行うこと。 安否情報の収集を行うこと。</p> <p>＜その他＞ 長野県からの避難の指示内容は別紙のとおり。</p>		
2 事態の状況、関係機関の措置		
(1) 事態の状況		
発生時期	令和**年**月**日 **時**分	
発生場所	鼎文化センター（飯田市鼎中平 1339 番地 5）	
実行の主体	武装グループ	
事案の概要と被害状況	<p>**日**時**分に鼎文化センターで発生した攻撃は、武装グループの抵抗等により、引き続き、戦闘が継続している状況にある。</p> <p>鼎文化センターでは、イベントの開催中であったため多数の死傷者を出し、人的被害はさらに拡大の恐れがある。</p> <p>突発的な事案のため、事案発生当初の 10 分間においては、住民一人ひとりの危険回避の行動が被害最少化のために不可欠。</p> <p>武装グループの目的や行動が不明。</p>	
今後の予測・影響と措置	<p>武装グループの潜伏位置や勢力等の情報不足により、突発的な不測事態の発生も予想されるため、中平区、下山区及び上山区の一部については、安易に避難場所へ移動するより屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないことから、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続し、必要があると判断した場合は、地域外への避難を行う。</p> <p>屋内に留まる場合、NBC 攻撃の場合に備え、ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要に</p>	

	<p>よりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 NBC攻撃の場合に備え、随時風向きや風速等の情報収集が必要。 広範囲に影響が及ぶことも視野に入れ、必要があると判断した場合は、市域外への避難を行う。 近くに、保育園、小学校、中学校、高校、病院などがあるため、早急な対応が必要。</p>
<p>気象の状況</p>	<p>天候：晴れ 気温：15℃ 風向：南 風速：2 m/s</p>
<p>(2) 避難住民の誘導の概要</p>	
<p>要避難地域</p>	 <p>飯田市鼎地区全域 飯田市鼎文化センター（長野県飯田市鼎中平 1339 番地 5）を中心に半径 250m にある飯田市鼎中平区、下山区及び上山区の一部は屋内避難。</p>
<p>避難先と避難誘導の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鼎地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況について、防災行政無線等により即座に伝達する。 ・ 武装グループの行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合には、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断し、屋内に一時的に避難させる。 ・ 武装グループによる攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、警察機関や自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で現場の警察官や自衛官からの情報をもと

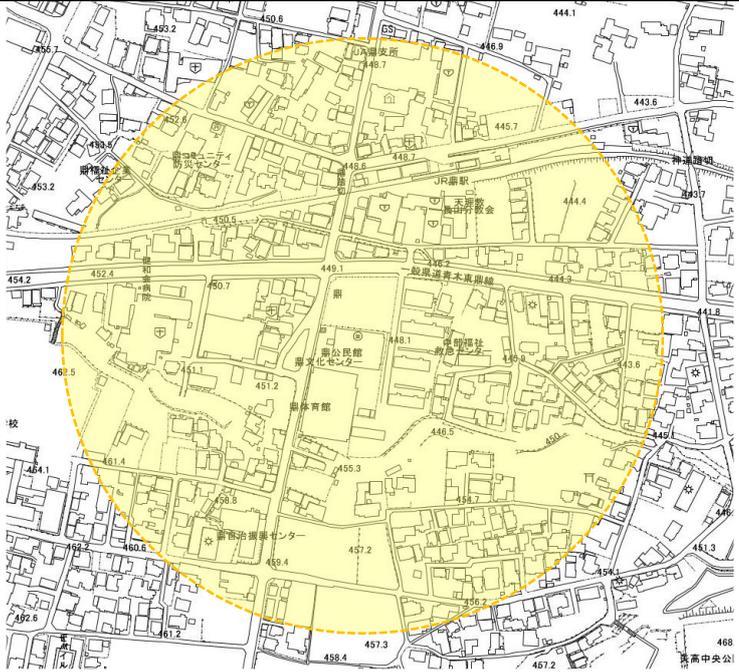
	に、屋内避難又は移動による避難を決定する。 ・新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	<p><警察></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③消防が設定する警戒区域に基づき、周辺エリアの交通規制の実施とエリア内への人の出入りの規制 ④機動隊の投入 ⑤避難誘導 <p><消防></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③県文化センター（長野県飯田市県中平 1339 番地 5）の半径 250m を包含する区域に消防警戒区域を設定 ④特殊部隊の投入 ⑤NBC部隊の投入 ⑥避難誘導 <p><自衛隊></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③NBC部隊の投入 ④避難誘導 <p><鉄道事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①JR 県駅構内の滞在者への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導 ②運休措置 <p><バス運行事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①県地区内バス停の滞在者への警報の伝達と域外避難又は屋内避難の周知及び避難誘導 ②県地区内へのバスの乗り入れ中止 ③運休措置
連絡調整先	別添のとおり（市対策本部から一括）
3 事態の特性で留意すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・近くに、保育園、小学校、中学校、高校、病院などがある。 ・武装グループの一味が潜伏しているおそれもあり、要避難地域内の避難誘導に当たっては、警察・自衛隊と連携し、確実に安全を確保しながら避難誘導を行う。 ・武装グループの潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあるとともに、屋内避難継続地域と域外避難実施地域に区分される。 ・屋内避難は、NBC 攻撃に備えて、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断する。 ・最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを用意しておく。 ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行う。 	

4 避難者数（単位：人）
別にまとめる。
5 住民の行動
屋内避難の指示を受けた場合の対応
<p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。 ・ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 ・携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。 ・攻撃が沈静化したら、直ちに近傍のできる限り堅牢な建物に移動し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・状況により域外への避難が考えられることから、避難時に必要な身分証明書、貴重品、最小限の着替えなど携行品を準備する。
<p>屋内にいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の内容等に従い、直ちに屋内に避難する。 ・事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。 ・事案発生場所への進入は避ける。 ・不審な人物を見かけたら接触せずに、警察等に連絡する。 ・近傍のできる限り堅牢な建物に避難し、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難する。 ・ドアや窓を閉め、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、できる限り外気から遮断するとともに、建物の中央部に避難する。 ・携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。
<p>安全な場所へ避難するよう指示された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察等の避難誘導に従って、落ち着いて避難する。 ・健全者は徒歩により避難する。 ・自力歩行困難者や高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、市保有車両及び救急車等による搬送を行う。 ・事案発生場所への進入は避ける。 ・状況により市域外への避難が考えられるため、避難時に必要な身分証明書、貴重品、最小限の着替えなど携行品を準備する。 ・不審な人物を見かけたら接触せずに、警察等に連絡する。 ・携帯電話、防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努める。
6 負傷者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・住民に死亡・負傷者が発生した場合には、救護所、病院に誘導し、又は搬送する。 ・NBC攻撃による負傷の場合には、救護所、病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの後送を要請する。 ・県や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。
7 安全の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、最新の情報すべてを提供する。 ・事態が沈静化していない地域やNBC攻撃等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。 ・誘導を行う市の職員に対して、特殊標章を交付し、必ず携行させる。

8 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。 ・ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。 ・ 災害時の避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。 ・ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
9 緊急時の連絡先	
飯田市 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>本部設置場所 飯田市危機管理センター（飯田市役所 B 棟 2 階） 郵便番号：395-8501 所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地 電 話：0265-22-4511 F A X：0265-24-9316</p>

パターン4 市域内避難（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領		飯 田 市 長
		令和**年**月**日(*) **時**分現在
屋内避難（退避）	○	市域内避難
		市域外避難
屋内避難+市域内避難		屋内避難+市域外避難
市域内避難+市域外避難		屋内避難+市域内避難+市域外避難
1 長野県からの避難の指示の内容		
<p>○長野県は、令和**年**月**日**時**分に飯田市鼎中平にある鼎文化センターで発生した武装グループによる立てこもりについて、武装グループの要求が通らない場合、ホールを爆破すると宣言していることから、国の対策本部長から避難措置の指示を受けた。</p> <p><要避難地域> 鼎文化センターを中心に半径 250m</p> <p><とるべき措置の概要> 要避難地域の住民等は、避難施設まで移動するよう措置。 なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、特段の配慮を行うこと。 安否情報の収集を行うこと。</p> <p><その他> 長野県からの避難の指示内容は別紙のとおり。</p>		
2 事態の状況、関係機関の措置		
(1) 事態の状況		
発生時期	令和**年**月**日 **時**分	
発生場所	鼎文化センター（飯田市鼎中平 1339 番地 5）	
実行の主体	武装グループ	
事案の概要と被害状況	<p>鼎文化センターで発生した武装グループの立てこもりは、爆発物を所持しているとみられる。</p> <p>また、人質の有無については不明だが、武装グループの立てこもり時刻には、民間企業主催の講演会が鼎文化センターで開催されていた。</p> <p>武装グループは、明日の**時**分までに要求が通らなければ、鼎文化センターを爆破すると宣言している。</p>	
今後の予測・影響と措置	<p>武装グループが所持すると思われる爆発物が爆発した場合、鼎文化センターを中心に半径 250m まで被害が及ぶことが予測される。</p> <p>人質の有無の確認。</p> <p>近くに、保育園、小学校、中学校、高校、病院などがあるため、早急な対応が必要。</p>	
気象の状況	<p>天候：晴れ 気温：3℃</p> <p>風向：北 風速：5m/s</p>	

(2) 避難住民の誘導の概要	
<p>要避難地域</p>	 <p>飯田市鼎地区 飯田市鼎文化センター（長野県飯田市鼎中平 1339 番地 5）を中心に半径 250m。</p>
<p>避難先と避難誘導の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鼎文化センターを中心に半径 250m に所在する、中平・下山・上山区の住民 ** 名を本日 ** 時 ** 分を目途に各区の応急避難施設である、中平公民館、下山区民会館、上山区民センターにそれぞれ避難させる。 ・ 各応急避難施設までは健常者は徒歩により移動する。 ・ 自力歩行困難者や高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、市保有車両及び救急車等による搬送を行う。 ・ 避難誘導の方法については、警察機関や自衛隊との緊密な連携を保持する。
<p>避難開始日時</p>	<p>令和 ** 年 ** 月 ** 日 ** 時 ** 分</p>
<p>避難完了予定日時</p>	<p>令和 ** 年 ** 月 ** 日 ** 時 ** 分</p>
(3) 関係機関の措置等	
<p>措置の概要</p>	<p><警察></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③消防が設定する警戒区域に基づき、周辺エリアの交通規制の実施とエリア内への人の出入りの規制 ④機動隊の投入 ⑤避難誘導 <p><消防></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市対策本部へのリエゾン派遣

	②現地対策本部の協働設置・運営 ③県文化センター（長野県飯田市鼎中平 1339 番地 5）の半径 250m を包含する区域に消防警戒区域を設定 ④避難誘導 <自衛隊> ①市対策本部へのリエゾン派遣 ②現地対策本部の協働設置・運営 ③特殊部隊の投入 ④避難誘導 <鉄道事業者> ①JR 県駅構内の滞在者への警報の伝達と屋内避難の周知及び避難誘導 ②運休措置 <バス運行事業者> ①県地区内バス停の滞在者への警報の伝達と域外避難又は屋内避難の周知及び避難誘導 ②県地区内へのバスの乗り入れ中止 ③運休措置
連絡調整先	別添のとおり。（市対策本部から一括）

3 事態の特性で留意すべき事項

<事態の特性> 武装グループからの要求の回答期限が、明日（**月**日）**時**分のため、本日に避難を完了する必要がある。 <地域特性> 発生場所の近くに、保育園、小学校、中学校、高校、病院などがあり、施設単位の避難とまちづくり委員会単位での避難が混在する。また、県文化センターの半径 250m 以内にある病院については、入院患者等がいるため、避難に時間を要する。
--

4 避難者数（単位：人）

地区名	中平区	下山区	上山区	合計
避難者数（計）	**名	**名	**名	**名
うち要配慮者数	**名	**名	**名	**名
うち外国人等の数	**名	**名	**名	**名

5 避難施設

(1) 避難施設				
避難先地域	中平区	下山区	上山区	
避難施設名	中平公民館	下山区民会館	上山区民センター	
所在地	県中平 2289-2	県下山 707-1	県上山 2959-1	
収容可能人数（人）	160	140	130	
連絡先（電話等）	—	—	—	
連絡担当者	中平区長	下山区長	上山区長	
(2) 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	
所在地	—	—	—	
連絡先（電話等）	—	—	—	
連絡担当者	—	—	—	

6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他 (要配慮者用車両)			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	-		
	台数	-		
	輸送可能人数	-		
	連絡先	-		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、応急避難施設まで市保有車両等による搬送を行う。		
	その他(入院患者等)	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、応急避難施設まで市保有車両及び救急車等による搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路	主な避難経路は「県道青木・東鼎線」とする。			
交通規制	実施者の確認	飯田警察署		
	規制にあたる人数	**名程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	飯田警察署、陸上自衛隊		
	規制にあたる人数	**名程度		
	規制場所	交通規制の付近で警備を行う。要配慮者用車両の前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。		
8 避難誘導方法				
(1) 避難(輸送)方法				
地区	中平区	下山区	上山区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-
	輸送手段	-	-	-
	避難先	-	-	-
	集合時間	-	-	-
	その他	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	*班*組 **名	*班*組 **名	*班*組 **名
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	県道青木・東鼎線	県道青木・東鼎線	県道青木・東鼎線
	避難先	中平公民館	下山区民会館	上山区民センター
	避難完了予定日時	**時**分	**時**分	**時**分
誘導責任者	****	****	****	
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要避難者名簿を活用して個別に設定。		
	要配慮者への支援事項	避難行動要避難者の区分に応じた避難を実施。		
	輸送手段	公用車両		
	避難経路	「県道青木・東鼎線」(詳細は経路図を参照)		
	避難先	下山区民会館又は上山区民センター		
	避難開始日時	**月**日 **時**分		
	避難完了予定日時	**月**日 **時**分		

(2) 職員の配置方法	
配置場所	中平公民館、下山区民会館、上山区民センター及び避難所までの主要な交差点に配置。
人数	避難先の中平公民館、下山区民会館及び上山区民センターに各5名、主要な交差点に各1名を配置。 ※配置図に職員名と連絡先を記載。
現地調整所	連絡員を2名配置する。
(3) 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防団員（誘導に当たらない職員から15名程度割り当て）
時期	**月**日 **時**分 開始
場所	中平区、下山区、上山区
方法	広報車による呼びかけ及び戸別訪問。
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	**月**日 **時**分 まで
(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	－（徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供）
食事場所	－
食事の種類	－
実施担当部署	－
(5) 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常時持ち出し品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
立てこもっている武装グループが発砲するおそれもあり、細心の注意が必要。	
時期の特性	
冬季であり、防寒着の着用が必要である。	
一時集合場所での対応	
－	
－	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（安心・安全確保・服装等）	
<ul style="list-style-type: none"> 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。 誘導員は、迅速な情報提供により混乱の防止を図り、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。 	

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。 ・ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。 ・ 災害時の避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。 ・ 報道関係者等に対し、避難実施要領の内容を提供する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
12 緊急時の連絡先	
飯田市 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>本部設置場所 飯田市危機管理センター（飯田市役所 B棟 2階） 郵便番号：395-8501 所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地 電 話：0265-22-4511 F A X：0265-24-9316</p>